

農地法第4条・5条(市街化調整区域)の転用手続きについて

許可申請書の受付は、毎月10日締め切り(休日等の場合は翌開庁日)です。

1 転用にあって

- ・転用したい農地が「農業振興地域の整備に関する法律」に基づく農用地かどうかを確認してください。農用地の場合、一時転用等を除き、原則として転用はできません。やむを得ない事情があり、法令等の規定をすべて満たす場合にのみ、農用地から除外できることがあります。詳しくは農業政策課にお問い合わせください。(電話048-588-9990)
- ・開発行為を伴う農地の転用については、あらかじめ開発審査課において開発行為の手続きを行い、転用許可申請書のうち1枚に開発審査課の受付印を受けた後に申請してください。
- ・分筆が必要な場合は、原則として分筆を行ってから手続きをしてください。
- ・国土法の手続きが必要な場合は、事前に都市計画課で手続きを済ませてください。
- ・農業者年金(経営移譲年金)の受給者は申し出てください。
- ・農用地利用権等の設定がある場合は、申請前に合意解約の手続きをしてください。

2 農地法第4条・5条の許可に係る添付書類等一覧

* 農地法第4条許可申請書 (3枚) (市街化調整区域内の権利保有地を自己用に転用する場合)		* 農地法第5条許可申請書 (4枚) (市街化調整区域内の農地を取得又は借り受けるにあたって、転用する場合)	
添付書類	2部	添付書類	2部
1. 申請者の住民票(譲渡人・譲受人) ・マイナンバーの記載があるものは不可		15. 既存施設の配置図・現況写真・敷地面積が分かる書類(敷地拡張・駐車場・資材置場等の場合)	
2. 履歴事項全部証明書 又は 定款の写し (譲受人が法人の場合)		16. 理由書(事業計画書)	
3. 土地全部事項証明書 (証明書の土地所有者住所が住民票と異なる場合、同一人であることが確認できる書類を添付)		17. 委任状(代理申請の場合)	
		18. その他必要とされる書類	
		他法令関係証明	
4. 農家証明(農家住宅・農業用施設の場合)		始末書(無断転用の場合)	
5. 農用地除外証明書(農用地区域内は、適合証明)		転用目的事業に必要な資格を証する書類	
6. 土地改良区の意見書		無資産証明(都市計画法第34条第11号区域内で自己用住宅の場合、居住市と熊谷市の分)	
7. 転用候補地の附近の図面(1/10,000ないし1/50,000程度 都市計画図可)		19. 駐車場の場合	
		利用者名簿・保有車両の車検証の写し	
8. 案内図(住宅地図等)		20. 一時転用の場合	
9. 公図の写し(隣接地の地目等を表示)		工事工程表・農地復元計画書	
10. 建物等の配置図(土地利用計画図)		21. 太陽光発電の場合 太陽光発電協会又は経済産業省の認定 通知書の写し 電力会社の電力受給契約申込書の写し等 モジュール・パワコン・フェンスの仕様書 (法人の場合、履歴事項全部証明書に発電事業を明記)	
11. 建物の平面図及び立面図			
12. 資金調達計画書・見積書(写しの場合要原本提示) 預金残高証明書、融資証明書等			
13. 駐車場・資材置場の設置に係る資料			
14. 農業用施設の新設に係る資料			

- * 添付書類は2部(正本1部、副本1部・・・コピー可)
- * 添付書類で発行日の記載があるものは申請日から原則3か月以内のものを添付してください。
- * 申請書の氏名欄が、記名のみである場合(自書又は記名押印でない場合)、本人確認書類の添付が求められます。(詳細は申請書の「本人確認に係る留意事項」を参照のこと)
- * 転用後は、地目変更登記を忘れずに行ってください。
- * 許可書は、再発行いたしませんので大切に保管してください。

●お問い合わせ 熊谷市農業委員会事務局(妻沼庁舎) 電話048-588-9985